河原医療大学校 履修規程

(目的)

第1条 この規程は、河原医療大学校学則第20条および細則第14条に定めるもののほか 授業を行うために必要な事項を定めるものとする。

(授業)

- 第2条 各授業科目の学習および実習については、次の各号に従って受講しなければならない。
 - (1) 各学科各学年の所定の時間割により受講する。
 - (2) 授業時間は2時間を90分とする。
 - (3) 各学科において授業科目および実習は全科目必修とする。
 - (4) 授業科目および実習ごとに出席を確認する。15分間までの遅刻、および15分間までの早退は欠課として取り扱わない。ただし、遅刻・早退3回をもって欠課とする。

(始業、終業時刻および授業時間)

第3条 始業時刻および終業時刻は次の通りとする。

始業時刻 9:10 終業時刻 18:00

1 時限 $9:10 \sim 10:40$

2 時限 $10:50 \sim 12:20$

3 時限 13:10 ~ 14:40

4 時限 14:50 ~ 16:20

5 時限 16:30 ~ 18:00

2 学校長が必要と認めたときは、前項の時間を変更することができる。

(授業科目および実習の評価)

- 第4条 授業科目は、筆記試験、小試験、レポート、実技試験等(以下「試験等」という) を行い、評価する。
 - 2 評価に際しては、シラバス等で評価基準を周知し、その基準により評価する。
 - 3 臨床実習または臨地実習においては、実習指導者および担当教員が実習態度、日 誌を含む諸記録およびレポート等により総合的に評価する。

(受験資格)

第5条 出席時間数が当該科目時間数の3分の2に達しない場合はその科目について評価 を受ける資格を失う。

(試験等)

- 第 6 条 試験は原則として当該科目の最終回に行う。ただし、授業科目により中間または 不定期に試験等を行うことや、レポート等を課すことがある。
 - 2 正当な理由なく試験等を受けなかった者については、0 点とみなし再試験の対象 とする。
 - 3 試験等において不正行為を行った者は、停学・退学等の処置を行う。

(学業成績の評価)

- 第7条 学業成績の評点は、各授業科目および実習につき100点を満点とする。
 - 2 60 点以上の評価を得た授業科目および実習については合格とする。

(入学前の授業科目の履修)

- 第8条 学則第21条第1項および第2項に規定する単位の認定を受けるためには、学生が入学前の指定された期日までに単位認定申請書に成績証明書とシラバス等を添付して提出し申請する。(様式12)
 - 2 単位の認定は、既習の学習内容や時間数等を確認、評価し、本校における教育内 容に相当すると認めた場合、学校運営会議の議を経て学校長が行う。
 - 3 単位の認定は別に定める規程に基づき前項の手順を経て認定される。

(追試験)

- 第9条 病気、忌引その他やむを得ない理由のため試験を受けることができなかった者は、 その履修科目については追試験を1回受けることができる。
 - 2 追試験を受けようとする者は、当該試験科目の結果発表後直ちに、所定の追試験 受験願に追試験料を添えて提出しなければならない。(様式 24)
 - 3 追試験の成績評点は、60点以上を合格とし、80点を最高点とする。
 - 4 追試験料は、1科目につき 2,000 円とする。

(再試験、補習実習)

- 第10条 試験において不合格となった場合は、原則1回再試験を受けることができる。
 - 2 看護学科の臨地実習、理学療法学科および作業療法学科における臨床実習、歯科 衛生学科の臨地、臨床実習については、担当教員が立案し当該学科教務会議で決 定した指導計画により補習実習を実施し、評価を受けることができる。

- 3 再試験、もしくは補習実習を受けようとする者は、当該試験科目の結果発表後直ち に、所定の再試験受験願に再試験料を添えて提出しなければならない。(様式 25)
- 4 再試験の成績評点は60点を合格とし、60点を最高点とする。
- 5 再試験料は、1 科目につき 2,000 円とする。補習実習の場合、別に定めるものとする。

(再履修)

- 第11条 再試験の成績評点が60点未満の者は原則再履修しなければならない。
 - 2 再履修する者は再履修願を学校長に提出しなければならない。(様式26)

(単位修得の認定)

- 第12条 各学科各学年の所定の科目を履修した者は、単位認定を受けることができる。
 - 2 各学科の履修と修得の条件は別に定める。

(卒業認定)

- 第13条 卒業認定に際し、卒業延期となった場合は、不合格科目を再履修し卒業年度内に 認定を受けなければならない。
 - 2 卒業時に 4 年間の総授業時間数 3,400 時間以上の履修がなければ、高度専門士の 称号が付与されない。
 - 3 卒業時に2年間の総授業時間数1,700時間以上の履修がなければ、専門士の称号が付与されない。

(原級留置)

第14条 各学科学年の所定の科目の単位認定を受けることができなかった者について教育 上必要があるときは、原級に留めることがある。

(補習)

- 第15条 やむを得ない事由等により欠席し、授業および実習における出席すべき時間数が 不足の状況にある者については、時間外における補習を受けることができる。 ただし、所定の補習願を学校長に提出しなければならない。(様式27)
 - 2 実習期間中、欠席により出席時間数不足の場合は、原則として補習を受けなければならない。ただし、学校で公の行事として認められた場合はこの限りでない。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和元年4月1日から施行する。